

令和5年1月20日	
担当課	総務局人事管理部人事課
所属長	課長 木山 幸介
電話	06-6489-6177

占有離脱物横領の疑いで書類送致された職員に対する懲戒処分について

1 被処分者

健康福祉局 係長

2 処分内容

減給1月（10分の1）（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

3 処分日

令和5年1月20日

4 処分の概要

被処分者は、令和4年8月12日（金）、自宅への帰路の途中、路上で施錠していない自転車を持ち去り、酩酊状態でその自転車を運転していたところ、警察の職務質問により他人の自転車を所持していたことが発覚し、その後、占有離脱物横領の疑いで検察に書類送致された。

当該行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるため、地方公務員法の規定に基づき懲戒処分を行った。

なお、令和4年10月5日付けで不起訴処分となった。

以上